

## 議案件名（平成29年第2回定例会）

専決処分	1件（補正予算1件）
予算案	2件（補正予算2件）
条例案	5件（制定1件、全部改正1件、一部改正3件）
一般議案	3件（損害賠償額の決定1件、議決事件の一部変更2件）

---

計 11件

## （ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））（平成29年5月29日）

## （ 予 算 案 ）

- 1 平成29年度千葉市一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成29年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）

## （ 条 例 案 ）

- 1 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
（総務局 総務部 給与課）

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の職員の給与について減額措置を行う。

- (1) 減額措置の期間 H29. 8. 1～H30. 3. 31
- (2) 減額措置の内容(H29. 6. 13までと同様の減額率)

	市長	副市長	常勤の監査委員、病院事業管理者 及び教育長
給料	△20%	△10%	△10%
期末手当	△50%	△30%	△15%
退職手当	△50%	△10%	△5%

- (3) 施行期日 H29. 8. 1

## 2 千葉県霊園設置管理条例の一部改正について

(保健福祉局 健康部 生活衛生課)

平和公園の管理を指定管理者に行わせる。

- (1) 平和公園の管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者の指定の手続等について定める。(指定管理者は公募する)
  - ・平和公園(霊園)の概要
  - ア 位置 若葉区多部田町1492番地2
  - イ 開設時期 昭和47年7月
  - ウ 施設 一般墓地(30,807区画)
  - エ 面積 70.4ha
- (2) 施行期日 H30.4.1(指定管理者の指定の手続関係は、公布の日)

## 3 千葉県空き家等の適正管理に関する条例の全部改正について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

空家等対策協議会を設置するほか、空地に関する対策を強化する。

- (1) 空家等の活用の促進等を目的に加え、条例の題名を改める。  
(改正後)千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する条例
- (2) 空家等の適切な管理及び活用の促進等に関する空家等対策計画の作成等について調査審議するため、協議会を設置する。
  - ・委員 10人以内(市民、法務・不動産・建築・福祉に関する学識経験者など)
- (3) 管理不全な状態にある空地の改善に必要な措置をとるために必要な限度において、職員に当該空地への立入調査をさせることができることとする。
- (4) 空地の管理状態の改善に必要な措置命令に違反した場合に過料(5万円以下)を科すこととする。
- (5) 施行期日 H29.8.1((4)については、H29.11.1)

## 4 千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

(教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課)

学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定める。

- (1) 学校給食の実施主体が市であり、市長が学校給食費を徴収する旨を明記する。
  - ※学校給食費
  - 学校給食に要する経費のうち保護者が負担するもの(食材料費相当額)
- (2) 学校給食費の額は規則で定めることとし、災害等の特別の理由があると認めるときは減免することができることとする。
  - ※H29年度の学校給食費の額(1食当たり)

小学校	1～3学年	255円
	4～6学年	273円
中学校		290円
特別支援学校		学年により288円～349円

- (3) 施行期日 H30.4.1

5 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

公民館の管理を指定管理者に行わせるほか、休止中の犢橋公民館の供用を再開する。

- (1) 公民館(全47館)の管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者の指定の手續等について定める。(指定管理者は公募しない)
- (2) 犢橋公民館の供用を再開する。(H28.4から休止し、改築工事を実施。H29.8末に工事完了予定)
  - ・施設の概要(犢橋市民センターとの複合施設)
    - ア 位置 花見川区犢橋町162番地1
    - イ 構造 鉄骨造2階建て
    - ウ 面積 敷地面積約1,247㎡ 延床面積約677㎡(公民館部分は約550㎡)
    - エ 施設 講堂、講習室、和室、会議室など
- (3) 施行期日
  - ア (1)については、H30.4.1(指定管理者の指定の手續関係は、公布の日)
  - イ (2)については、H29.10.1

( 一 般 議 案 )

1 損害賠償額の決定について

(病院局 市立青葉病院)

青葉病院において、左肘関節の手術を行った際、動脈及び神経を損傷させた件について、損害賠償の額を定める。

- (1) 手術日 H27.12.15
- (2) 損害賠償額 18,599,650円
- (3) 相手方 中央区在住の男性

2 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-1工区)に係る工事請負契約)

(都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	528,859,800円
	変更後	531,861,120円
工 期	変更前	契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで
	変更後	契約締結日の翌日から平成29年12月20日まで (契約締結日 平成28年9月15日)

- (1) 議決年月日 H28.9.15  
H29.3.15(契約金額及び工期の変更)
- (2) 変更の理由  
施工時における交差点部分の更なる安全を確保するため、交通誘導員の増員が必要となったことから、契約金額を変更するとともに、地下埋設物の切り回し工事の遅延等に伴い、本工事の進捗に遅れが生じたことから、工期を変更する。

3 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺4丁目28-2工区)に係る工事請負契約) (都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	460,320,840円
	変更後	464,121,360円

(1) 議決年月日 H28.9.15

H29.3.15(契約金額及び工期の変更)

(2) 変更の理由

施工時における交差点部分の更なる安全を確保するため、交通誘導員の増員を行うとともに、地中障害物の除去工事費用を追加するため、契約金額を変更する。